



(3)

紙面上では市外局番03の表記を省略しています。

後期高齢者医療保険料(暫定・仮徴収額)をお知らせします

平成27年度の保険料額を基に計算した平成28年度の保険料(暫定・仮徴収額)の通知書などを、4月中旬ごろにお送りします。口座振替や特別徴収でない方には納付書を同封します。

なお、平成28年度の一年間の後期高齢者医療保険料額は7月に決定します。
納付書や口座振替で納めている方へ(普通徴収)
4～6月に納める保険料の金額をお知らせします。
6月分から、年金からの引き落とし(特別徴収)に切り替わる方へ
4月と5月に普通徴収で納める金額と、6月と8月に特別徴収で納める金額をお知らせします。

平成28年3月に後期高齢者医療保険に加入した方へ
平成28年3月分を「過年度4月分」として、平成28年4月分の通知と同時期にお送りします(同額ですが、重複ではありません)。
2月分を特別徴収で納付した方で、引き続き4月以降も特別徴収の方へ
原則、通知はお送りしません。2月分と同額を8月まで引き落とす予定です。

新教育委員を紹介いたします

大里 豊孝氏(平成28年4月1日付就任)
【担当課】教育委員会事務局庶務課 ☎(5654)8449

新監査委員(識見)を紹介いたします

内山 利之氏(平成28年4月1日付就任)
【担当課】監査事務局 ☎(5654)8487

【担当課】 国保年金課
☎(5654)8528

外出が困難な方へ
自宅への出張美容サービスの利用料金が安くなります

4月から1回500円まで利用できるようになりました。申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

【対象】

- 高年齢の方
- 次の全てに該当する方
- ▽区内在住65歳以上で外出が困難な方
- ▽要介護3以上の介護認定を受けている方
- 障害のある方
- 次の全てに該当する方
- ▽区内在住65歳未満で外出が困難な方
- ▽身体障害者手帳1・2級か愛の手帳1・2度をお持ちの方

申請月により利用回数が異なります。
【申し込み・担当課】
高年齢の方
高齢者支援課
(区役所2階201番) ☎(5654)8259

障害のある方
障害福祉課
(区役所2階201番) ☎(5654)8301

子育て支援施設などに通う 園児の保護者を応援します!

区独自の施策として実施している多子世帯に対する保育料の減免などの対象範囲を、平成28年度より、これまでの小学6年生までの兄・姉がいる多子世帯から中学3年生までの兄・姉がいる多子世帯に拡大します。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

【担当課】

- 子育て支援課
- ▽私立幼稚園・認定こども園(教育部分)に関する課 ☎(5654)8266
- ▽その他の保育施設に関する課 ☎(5654)8278・9

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業(保育ママ)、子ども・子育て支援新制度で運営する幼稚園

申請は不要です。対象の方には負担軽減が反映された「利用者負担額通知」を送付します。

私立幼稚園(これまでの制度で運営する園)

別途申請が必要です。4月に通園している園から配布される申請書を園経由で提出してください。補助額は住民税額により異なります。

認定保育所

別途申請が必要です。通園している園から配布される減免申請書を園経由で提出してください。第2子・第3子については①・②の補助額が高い方を適用します。

【保育料補助額】

中学3年生までの兄・姉がいる多子世帯について
第2子半額、第3子以降無償化(所得制限なし)
※年収360万円未満相当の世帯については、第1子の年齢に関わらず、第2子半額、第3子以降無償化。年収360万円未満相当のひとり親世帯については、第2子以降無償(条件がある場合があります。詳しくは、お問い合わせください)。

【保育料補助額(月額)】
第1子 1万円～2万8千円
第2子 中学3年生までの兄・姉を1人有する世帯 2万2833円～2万8千円

【保育料補助額(月額)】
第1子 1万3千円～1万7千円(園児の年齢による)
第2子 中学3年生までの兄・姉を1人有する世帯 ①1万3千円～1万7千円(園児の年齢による) ②保育料の半額(上限2万円)

第3子以降
中学3年生までの兄・姉を2人以上有する世帯 2万8千円(上限)

第3子
中学3年生までの兄・姉を2人以上有する世帯 ①1万3千円～1万7千円(園児の年齢による) ②4万円(上限)

区民相談 5月分

相談に関する資料があればお持ちください。

区民相談室(区役所2階209番) ☎5654-8612～5
5/3(火・祝)・4日(水・祝)・5日(木・祝)の相談はありません(★印を除く)。

法律相談	5/2・16・30(月) 午後1時30分～5時	金町地区センター	予約が必要です。相談日の2週間前の同一曜日・午前9時から受け付け。☎5654-8612～5
不動産取引相談	5/9・23(月) 午後1時30分～5時	新小岩北地区センター	
登記・測量相談	水・金曜 午後1～5時	区民相談室	【成年後見センター出張相談予約先】葛飾区成年後見センター ☎5672-2833
遺言書・遺産分割協議書の書き方相談	5/17(火) 午後1～4時		
税金相談	水曜 午前10時～午後4時		
成年後見センター出張相談	5/10・24(火) 午前10時～正午		
人権の上相談	5/10(火) 午前10時～午後3時	区民相談室	【交通事故相談】☎5654-8616
行政相談	5/26(木) 午後1～4時		
建築・リフォーム何でも相談	5/6・20(金) 午後1～4時		
年金・社会保険・労働問題相談	5/12(木) 午後1～4時		
青少年の生活相談	5/2・16(月) 午前10時～午後4時	区民相談室	【交通事故相談】☎5654-8616
交通事故相談	5/9・23(月) 午後1～4時		
住宅修繕相談	月～金曜 午前9時～午後5時		
区政・一般相談	月～金曜 午前9時～午後5時		
福祉サービス苦情調整	金曜 午後1時30分～3時30分 訪問相談や日時変更も相談に応じます。	福祉総合窓口相談室(区役所2階201番) (前日までに福祉管理課☎5654-8243へ電話予約)	
精神保健相談	精神科医が相談に応じます。	保健センター(7面上欄参照)(要電話予約)	
健康に関する相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時 (水曜のみ午後7時30分まで)	健康ホットラインかつしか(電話相談) ☎3602-1244	
患者からの医療相談	月～金曜 午前9時～正午、午後1～4時	患者相談窓口(電話相談のみ) ☎3602-1226(専用)	
55歳以上の就業相談・あっせん	月～金曜 午前9時～午後4時	ワークスかつしか(シニア活動支援センター内) ☎3692-3181	
消費生活相談	月～金曜、土曜電話相談5/14(土) 午前9時～午後4時30分	消費生活センター(ウイメンズパル内) ☎5698-2311	

内職相談	火・木曜 午前10時～午後4時	しごと発見プラザかつしか(テクノプラザかつしか内) ☎5680-8765
就職相談	月～金曜 午前10時～午後7時 5/7・21(土) 午前10時～午後5時(要予約)	
中小企業経営相談・出前アドバイザー	月～金曜 午前10時～午後5時	産業経済課(テクノプラザかつしか内)(要電話予約) ☎3838-5556
下請相談	月・火曜 午前10時～午後5時 事業所への巡回もします。	地域貢献活動サポートデスク(立石地区センター別館内)(専門相談のみ要予約) ☎5670-7251
NPO活動に関する相談	一般相談 月～金曜 午前9時～午後5時 専門相談 金曜 午後1～5時 (内容により相談日を決定)	
手話相談	月～金曜 午前9時～午後5時	障害福祉課(区役所2階201番) FAX5698-1531
ピアカウンセリング相談	月～金曜 午前10時～午後5時	自立生活支援センター(ウェルピアかつしか内) ☎5698-1315 FAX5698-1349
教育相談	月～金曜、5/14(土) 午前9時～午後5時	総合教育センター教育相談担当(来所は要電話予約) ☎5668-7603
子どもの発達	月～土曜 午前8時30分～午後5時	子ども総合センター
妊娠・出産どうしようコール	月～金曜 午前8時30分～午後5時	
★虐待	毎日24時間受け付け	
悩みごと相談(女性対象)	月・火・木・金曜 午前10時～午後5時 水曜 午後1～8時(午後5時以降は電話相談のみ・男性からの相談も可)	男女平等推進センター(要電話予約) ☎5698-2213
女性に対する暴力相談	月・木曜 午前10時～午後5時	男女平等推進センター(要電話予約) ☎5698-2211
法律相談(女性対象)	火曜 午後1時30分～4時30分	
外国人生活相談 Foreign Resident's Advisory Desk 外国人生活相談室	5/2・9・16・23・30(月)午後0時30分～4時30分 5/2・9・16・23・30(Mon)0:30pm～4:30pm 5月2・9・16・23・30日(星期一) 中午12時30分、至下午4時30分	区民相談室 Katsushika City Office 葛飾区役所内